

宿泊施設（利用案内）

会員と家族が、一般料金より安く、安心して利用できる宿泊施設等と契約を結び利用補助を行っております。家族旅行や社員旅行などにご利用ください。

※宿泊利用補助券を使用できる施設は、FCSと契約している施設のみとなります。

申込資格	会員
対象者	会員と同居の登録家族
助成額	会員 2,500 円（1泊）・登録家族 1,200 円（1泊）
利用助成	<ul style="list-style-type: none"> ● FCS が指定する宿泊施設または、旅行代理店を利用する場合、助成が受けられます。 ● 宿泊助成は、対象者 1 人につき年間 6 泊（6 連泊）までとします。
助成期間	4月～翌年3月（年間）

■ 宿泊利用補助券

下記の例は、会員（1名）と登録家族（1名）が3泊した場合の補助券となります。

例：（助成額は、11,100円）

FCS 宿泊利用補助券		No. 00001 平成30年4月1日発行						
利用日：平成30年4月1日（日）～平成30年4月4日（水） 3泊								
施設名：○○○ホテル								
会員氏名	船橋 太郎	利用者氏名	性別	区分	1	2	3	
事業所名	(株)船橋サービス		船橋 太郎	男性	会員			
会員番号	00001 - 0001		船橋 花子	女性	家族			
会員	2,500円 延べ 3泊							
家族	1,200円 延べ 3泊							
合計							11,100円	
273-0005 千葉県船橋市本町4丁目19番6号 船橋市勤労市民センター内2F Tel.047-426-1155		公益財団法人 船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター理事長						

※宿泊施設に直接予約をされた場合、利用補助券は宿泊施設のフロントに提出してください。

※旅行代理店で予約をされた場合、利用補助券は旅行代理店の窓口に提出してください。

利 用 方 法

① 予 約

- 宿泊施設または旅行代理店の予約先に連絡してください。
- 予約の際、必ず「船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター」の会員である事を伝えてください。

宿泊施設



② 補助券の申請

- 予約が取れましたら、「宿泊利用補助券交付申請書」(巻末)に必要事項を記入のうえ、FCS 事務局に提出してください。(FAX 可)
後日、「FCS 宿泊利用補助券」を交付します。(郵送可)



③ 精 算

● 宿泊施設 ●

- 宿泊施設に直接予約をされた場合、フロントに「FCS 宿泊利用補助券」を提出してください。
精算の際、「FCS 宿泊利用補助券」の額面分が差し引かれます。

● 旅行代理店 ●

- 旅行代理店で予約された場合、窓口「FCS 宿泊利用補助券」を提出してください。
旅行代金をお支払いの際、「FCS 宿泊利用補助券」の額面分が差し引かれます。